

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 7 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項第5号中「地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務及び」を「地方税法第456条の軽自動車税の減免に関する事務、」に改め、「軽自動車税の減免に関する事務」の次に「及び地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。